「加茂市指定給水装置工事事業者」更新申請について

加茂市で給水装置の工事及び修理を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を 受ることが必須であることに加え、指定後は5年ごとの更新が必要となっています。

1. 更新手続きに必要な書類

提 出 書 類		法 人	個 人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)		•	•	表面と裏面、必ず両方記入して ください。
添付書類	機械器具調書(別表)	•	•	
	誓約書(様式第2)	•	•	
	住民票(写し)		•	発行日から3か月以内のもの
	定款(写し)	•		直近のもの。余白に代表者の原 本証明を記載してください
	登記簿謄本又は登記事項証明書(原本)	•		発行日から3か月以内のもの
	給水装置工事主任技術者選任届出書 (様式第3)	•	•	<u>更新後30日以内</u> に届出。但し、 更新申請と同時に提出も可能。
	給水装置工事主任技術者の免状(写し) 又は主任技術者証(写し)	•	•	
	指定更新時確認事項 記入様式	•	•	

2. 提出方法

持参または郵送

3. 申請手数料

3,000円

4. 有効期限

更新の日から5年(有効期限はお渡しする指定事業者証に記載します)

5. その他

事業者証の郵送については行っておりません。

6. 申請場所及びお問い合わせ先

〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課(水道事業) 庶務係

TEL: 0256-52-0080 FAX: 0256-53-4677